

(3) 諸外国の家族政策の概況

- 近年、各国において家族政策の分野で新たな施策が展開。出生率が下げ止まる、あるいは上昇に転じる国もみられている。

	イギリス	フランス
出生率の動向	1980年代以降1.8前後で比較的安定的に推移した後、低下傾向にあった(2001年には1.63まで低下)が、最近上昇に転じる傾向。(2005年暫定値1.79)	1980年代以降1.8程度で比較的安定的に推移。90年代に入り1.7を下回った(1995年には1.66まで低下)ものの、近年上昇傾向にあり、2000年以降は1.9台で推移。(2005年の暫定値1.94)
家族的な傾向、近年の動向	長らく育児休業制度がなく、公的に提供される保育サービスも少ないなど、家族による自助努力と企業の自主的な取組に委ねられてきたが、就労する母親の増加、離婚とひとり親家庭の増加といった社会の動きの中で、近年、1999年の育児休暇制度の導入、2000年からの「ワーク・ライフ・バランスキャンペーン」の展開、2003年の出産休暇期間の拡大、父親休暇の創設、柔軟な働き方の申請権の付与、「児童税額控除」制度の創設など、関連する政策が相次いでとられている。2004年には、子どもに人生の最善のスタートを、親に仕事と家庭生活の調和を図るためのより多くの選択肢を保障するため、有給出産休暇期間の拡大、無償幼児教育権の拡大、保育費用控除の拡大と保育サービスの質と量の充実等を内容とする「チャイルドケア10か年戦略」を発表した。 家族社会支出対GDP比2.23%(2001)	国際的にも手厚い家族給付制度と高水準の保育サービスが特徴。近年の動きとしては、2003年4月の全国家族会議において、既存の家族給付を整理統合し「乳幼児迎入れ手当」の創設、事業所内託児施設の創設などに対する税控除の創設、託児所の増設等の新しい政策が発表され、実行に移されている。2005年9月に開催された全国家族会議では、第3子以降の子どもの場合、育児休業の期間を1年に短縮し、休業中に支給される手当を約5割増して受け取ることができる選択肢を新たに設けること、3人以上の子どものいる家庭に支給され、鉄道運賃の割引が受けられる「大家族カード」について、電化製品の購入やホテル、映画鑑賞など割引対象を拡げることなどが、新たな政策として発表された。 家族社会支出対GDP比2.81%(2001)
出産・育児に関する休暇制度	出産休暇 母親に出産後最大1年間(最初の6か月は休業給付、その後の6か月は休業給付なし)(2003年から期間が拡大、2004年に発表された「チャイルドケア10か年戦略」では、2007年から休業給付の期間を9か月まで延長することが打ち出されている。) 父親休暇 子どもの誕生から8週間以内に2週間の休暇(休業給付)(休業給付は、事業主が週100ポンド支払うことが法定)(2003年～) 育児休暇 子どもが3歳になるまで男女合計で13週間(休業給付なし)(1999年～) 柔軟な働き方の申請権 6歳未満の子をもつ男女の労働者に柔軟な働き方を事業主に申請する権利が付与(2003年～)	出産休暇 出産後の6週間を含め、最低8週間の休暇取得が義務付けられており、医療保険制度から出産休暇給付として休暇前賃金の80%が給付 育児休暇 子が3歳になるまで①全日の休暇、②パートタイム労働への移行、のどちらかを選択。休暇中は原則無給だが、「乳幼児迎入れ手当」から第1子は6か月、第2子以降は3歳まで賃金補助(3歳までの間支給される基礎手当と合わせて、完全休業の場合521.85ユーロ(約7.4万円)が受けられる。2006年からは、第3子以降で休業期間を1年に短縮する場合には746.26ユーロ(約10.6万円)受給することも可能とされた。 父親休暇 子の誕生から4か月以内に11日間(連続して取得)。家族手当制度から賃金の80%が給付。(2002年から導入)
保育サービス	保育形態は、集団的な施設保育を行うデイナースリー(day nursery)、家庭的保育を行うチャイルドマインダー(childminder)など。伝統的に保護を必要とする子どもたち(children in needs)へのサービスが中心に構築され、公立の施設は数が少なく、一人親家庭など特別なニーズをもつ児童が優先利用。施設の多くは、地方当局に登録した企業内託児施設や民間企業が設立した施設。利用料は原則親の負担だが、保育費用の80%(子ども2人の場合、週当たり240ポンド(約4.9万円)が上限)が税額控除される(控除の上限や率は、2005～2006年にかけて充実された)。施設保育と家庭的保育で5歳未満児の10数%をカバーする程度で、保育サービスの不足が指摘されていたが、2004年に発表された「チャイルドケア10か年戦略」により、保育サービスの拡充や保育費用税額控除の増額等を実施。	保育サービスは3歳未満の児童を対象に展開。3歳以上の90%以上は幼稚園に通学。3歳未満の児童(約230万人)の保育は、集団託児所(約13万人)、ファミリー保育所(約7万人)、認定保育ママ(約50万人)により行われている。その他、幼稚園の早期教育(約30万人)も含めて、3歳未満児の半数近くが保育サービスを利用。託児所は主に市町村が運営するが、財政難から不足。90年代に、認定保育ママを利用する家族に対する雇用補助を行い、認定保育ママの数が大幅に増加。しかし、資格要件が緩くサービスの質が低いとの指摘もあり、政府は、集団託児所の拡充(01年～)と認定保育ママの資質と地位向上を目指した制度改革(04年～)に取り組んでいる。認定保育ママを利用する場合は、「乳幼児迎入れ手当」から保育費用補助が支給。
児童手当制度	支給対象 16歳未満(学生や無報酬の就労訓練を受けている者は20歳未満)の児童を対象に支給。 支給額 第1子週17.45ポンド(月額換算約1.6万円)、第2子以降週11.70ポンド(月額換算約1.0万円)を支給。 財源等 財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。 児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる児童を養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり545ポンド(約11.2万円)及び児童1人当たり1,765ポンド(約36.2万円)を税額控除。世帯の所得が増加すると控除額は減少し、課税額がないか小さい場合には差額を給付。低所得者層の就労促進を図りつつ、児童のいる家庭の貧困を防ぐ趣旨で導入。	家族手当 第2子以降の20歳未満の児童を対象に支給。支給額は第2子月117.14ユーロ(約1.7万円)、第3子以降150.08ユーロ(約2.1万円)。11歳以上の児童には加算。 その他の手当 その他に、低所得者に対する家族補足手当、一人親家庭に対する一人親手当、住宅手当等各種の手当が家族給付制度から給付。2004年からは、従来の乳幼児手当、認定保育ママの雇用補助、養育手当(賃金補助)を再構成し、「乳幼児迎入れ手当」が創設。 財源 企業からの拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険の充当分も合わせ、税率7.5%)。 税制上の措置 いわゆるN分N乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減。
その他	ワーク・ライフ・バランスキャンペーン 2000年より始まる。先進的な取組を行う企業と協力し、情報の収集・分析を行い、好事例の紹介を行い、成功要因を広め、取組が企業の業績向上にもつながることを示す。また、チャレンジファンドを設け、仕事と生活の調和策を検討する経営者に対してコンサルティング費用を助成。	20世紀前半には、出生促進が大きな政策課題とされていたが、今日では、出生促進ではなく、親が出産育児について幅広い選択を行うことのできる環境整備が重要課題との認識(例えば、「乳幼児迎入れ手当」においては、認定保育ママに預ける場合は保育費用補助が、休暇をとって自分で育児をする場合は賃金補助が行われる)。

(注) 手当額等は2006年現在。換算レートは、1ドル=116円、1ユーロ=142円、1ポンド=205円、1スウェーデンクローネ=15円(平成18年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)。